

大容量ファイル送受信サービスの共同調達に係る 事業者選定プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

地方公共団体においては、行政手続のオンライン化、庁内外との電子的な情報共有及びペーパーレス化の進展に伴い、大容量の電子ファイルを安全かつ確実に送受信できる環境の整備が求められている。

当事業は、県内の各団体が利用する大容量ファイル送受信サービスを共同で導入することにより、各団体における調達・運用業務の効率化、セキュリティ水準の確保及びコストの削減を図ることを目的とする。

2 業務及び事業者選定の概要

(1) 業務概要

ア 大容量ファイル送受信サービスの提供

イ サービス利用に必要な初期設定、利用環境の構築及び利用開始支援

ウ 大容量ファイル送受信サービスの運用保守、問い合わせ対応及び付帯作業一式

※詳細は、別添 1 「大容量ファイル送受信サービスの共同調達に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

※当事業の参加団体は 7 団体

〔 竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、姫島村、日出町、九重町 〕

(2) 選定者

大分県電子自治体推進協議会

【事務局】大分県総務部デジタル政策課行政DX推進班

住所：〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号大分県庁舎本館 2 階

電話：097-506-2069

電子メール：a11840@pref.oita.lg.jp

※本協議会は、大分県内市町村の情報主管課長及び大分県総務部デジタル政策課長で構成された電子自治体の推進を目的とした協議会である。

(3) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 選定スケジュール概要

公告	令和 8 年 9 月 30 日（水）
質問提出期限	令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時
参加表明書提出期限	令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時
企画提案書提出期限	令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 5 時必着

審査会 令和8年10月21日（水）予定

審査結果の通知 令和8年10月22日（木）予定

（５） 提案上限額

契約期間中の提案総額 1,506,340円

※提案額は12月～翌3月までの4か月分とする。

※消費税及び地方消費税を含む。

※提案総額には、本事業の実施に必要となる

初期設定費用、ライセンス費用、保守運用費用とする。

（ただし、ネットワーク設定費用は除く。）

3 プロポーザル参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する支障がないと認められた者はこの限りではない。
- （３） 企画提案募集に係る公告の日から審査会の日までの期間に、県内団体において指名停止措置を受けていないこと。
- （４） 県内団体の地方税、消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- （５） 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難

される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) ISO27001認証又はプライバシーマーク認証その他これらと同等以上の情報セキュリティに関する認証を取得していること。

(8) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。

ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。

イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本プロポーザルに参加していないこと。

4 参加手続概要

(1) 実施要領及び各種様式等の交付

ア 交付期間：令和8年9月30日（水）～令和8年10月14日（水）

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所：大分県庁ホームページにて交付

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年10月14日（水）午後5時

※提出期限後に到着した参加表明書は無効とする。

イ 提出場所：2（2）に同じ

ウ 提出書類：5（1）のとおり

エ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）

又はE-mailのいずれかを用いて提出。

※郵送の場合は、封筒表面に「参加表明書在中」と朱書きすること。

(3) 企画提案の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年10月19日（月）午後5時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※参加表明書を提出した者であっても、期限までに提出がない場合は
辞退したものとする。

イ 提出場所：2（2）に同じ

ウ 提出書類：5（2）のとおり

エ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）

又はE-mailのいずれかを用いて提出

※郵送の場合は、封筒表面に「企画提案書在中」と朱書きすること。

5 提出書類

(1) 参加表明時点の提出書類

ア 参加表明書（様式 1-1） 1 部

イ 【共同企業体のみ】共同企業体構成書（様式 1-2） 1 部

ウ 【共同企業体のみ】共同企業体協定書（様式 1-3） 1 部

エ 事業者概要（様式 2-1） 1 部

※共同企業体の場合、構成員毎に作成すること。

※認証等資格を証する資料を添付すること。

オ 誓約書（様式 2-2） 1 部

※共同企業体の場合、構成員毎に作成すること。

カ 業務実績調書（様式 3） 1 部

※共同企業体の場合、構成員毎に作成すること。

キ 県内自治体の地方税において滞納がないことの証明（納税証明書等） 各 1 部

※納税を行うべき事業所の存する県内自治体の証明のみ提出を行うこと。

※県外法人で大分県内に事業所を有しない場合は、本店所在地の都道府県納税証明書を添付すること。

※発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。

ク 消費税及び地方消費税の納税証明 1 部

※発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。

ケ 法人の履歴事項全部証明書 1 部

※発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。

コ 印鑑証明書（法務局届出の法人印鑑） 1 部

※発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。

サ 直近 1 年間分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し 1 部

シ 役員一覧（任意様式） 1 部

(2) 企画提案に関する提出書類等

ア 企画提案書（任意様式） 5 部

イ 価格提案書（様式 4-1、4-2、4-3） 5 部

※ア、イの作成に当たっては、別添 2「大容量ファイル送受信サービスの共同調達に係る企画提案書及び価格提案書作成要領」に従って作成すること。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等の書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 提出期限後においては、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をする

ことはできない。ただし、協議会から指示があった場合を除く。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 審査会、評価基準等

(1) 審査会の開催

提案書の審査に当たり、審査会を開催し、提案者による企画提案書及び価格提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、審査会は以下のとおり実施するが、実施時間、場所等については、参加者が確定次第、別途通知する。

ア 開催日：令和8年10月21日（水）

※諸事情により、日程を変更することもある。

イ 実施場所：大分県庁会議室

ウ 参加者：1者につき5名まで

エ 説明時間：1者につき20分（提案15分、質疑応答5分）

オ 使用備品：プロジェクター及びスクリーンは事務局にて準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が準備すること。

(2) 評価基準

別添3「提案内容評価要領」のとおり。評価に当たっては、サービス機能、情報セキュリティ対策、運用保守体制、導入支援、価格等を総合的に評価する。

(3) 事業者選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、下記に該当する場合は、候補者として選定しない

・評価基準の必須項目において0点があった場合

・価格提案書の金額が提案上限額を超えている場合

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 評価に係る審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知・公表

選定結果はプロポーザルに参加したすべての者に書面で通知する。

8 候補者選定後の手続

(1) 選定結果の通知

選定委員会に置いて契約候補者を選定後、大分県電子自治体推進協議会は選定結果を各参加団体に通知する。

(2) 契約方法

各参加団体は、通知を受けた契約候補者と個別に契約を締結するものとする。なお、契約締結の際の仕様書（契約期間含む）については、団体ごとに協議の上、確定するものとする。

(3) 候補者の辞退等

契約候補者が辞退した場合又は契約候補者として適当でないと認められた場合には、選定委員会における評価結果に基づき、次順位者を契約候補者とする。

9 質疑応答

(1) 受付期間及び提出方法

ア 提出期間：令和8年10月1日（木）～令和8年10月7日（水）午後5時

イ 提出方法：別添質問書（様式5）にて、E-mail のみの受付とする。

※送付先メールアドレス：a11840@pref.oita.lg.jp

※メール送信後に、必ず2（2）の場所に電話連絡を行うこと。

(2) 回答日時、方法

令和8年10月9日（金）までに、4（1）イの場所にて公開する。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、以下の手続を行うこと。

提出書類：辞退届（様式6）

提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）

又はE-mailのいずれかを用いて提出。

※郵送の場合は、封筒表面に「公募型プロポーザル辞退届在中」と朱書きすること。

提出場所：2（2）に同じ

- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルの選定は実施する。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) プロポーザル参加者から提供された従業員等の個人情報は、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いない。なお、個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従う。